

公益社団法人私立大学情報教育協会
2021 年度第 1 回電子著作物相互利用事業委員会議事概要

I. 日 時：令和 3 年 6 月 22 日（火）14：00～16：00

場 所：Zoom 会議室

II. 参加者：中村委員長、宮林委員、近藤委員、萩原委員、蓬田委員、渡辺アドバイザー

事務局：井端事務局長、野本

III. 検討事項

1. 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起について

- ・ 徴収する仕組みはガイドラインを整理して開始されているが、個人を対象とした大学・教員などに適切に分配されるか、便宜的な調査での分配では本質的な分配の仕組みではないのではないか。ひとり一人の権利者へ公平に分配されることで良質のコンテンツによる文化・経済の発展・繁栄がなされるべきであり、整理して主張していきたい。
- ・ 受託団体からできる限り個別の権利者に分配するとなっているが、究極的にはひとり一人に分配する計画を示すべきではないか。現状は、非積極的な分配の仕組みになっている。例えば、5 年先にはこのような仕組みで検証しながら進めるなど、適切な分配の計画を提示するべきではないか。
- ・ 規定やガイドラインを作成し、定着させようとしているが、絶対多数の対応が取れていないのではないか。手間の問題ではなく、利用者が権利者を調べて伝える手段を取らないと、権利者ひとり一人を大切にすることが不十分ではないか。
- ・ 分配の仕組みは、法改正の趣旨が反映されていないのではないか、文化経済発展のため、権利者を保護し、不利益を被らないようにして持続可能な質の高い著作物を提供できるようにすることではないか。弱者を切り捨てるようなシステムになっていないか。現状は、権利団体中心なので不平等で教員個人への分配が漏れることが危惧されるが、新しい権利者の団体設立の支援を考えているようであるがまだできていない。または、法律的には、債権者が請求するという考え方があり、そのためのサンプル調査で統計的な判断となっている。
- ・ 調査は、小中高校・大学で毎年 1,000 校程度、学部学科単位で一か月分のサンプル調査を実施するとなっている（13 項目について 4 週間分の報告）。調査からの推定結果などの評価を行う部分が見られず、監視する第三者など客観性が無いように感じ、結果の公表や文化庁の検証などが必要ではないか。また、サンプル調査で判明した個人著作は、個別に連絡できるのではないか。
- ・ サンプル調査への記入は、補償金対象のものであり、同時授業公衆送信は含まないはずで、LMS 利用を含むオンデマンドの異時授業公衆送信が相当するはずであるが、サーバ等での利用を全て含む解釈になっているようにも取れる。
- ・ ひとり一人の権利とサンプル調査では段階が違う。受託団体が、分配の詳細、権利者不明の情報など提示されるのか懸念があり、今後はどのようなマイルストーンになるのか、過程の透明化を示す必要があるのではないか。何を問題認識してどのように制度設計を考えているのかを示すべきではないか。
- ・ 例えば、個人著作を使ったらサンプル報告以外に報告する、Web に報告ページを構築して教員が登録するなどの仕組みが必要ではないか。シラバスやレジメを送るなど具体化してはどうか。
- ・ 分配に対する姿勢を工程管理として明確化することで信頼される仕組みとなるのではないか。例えば、著作者の一元管理に相互チェックできるようブロックチェーンを利用するなどが考えられる。また、利用者・権利者の双方に該当することは、著作情報の義務付けが必要ではないか。AI でのデータベース化など適正な処理を目指すべきではないか。
- ・ 教員に入力を依頼する調査では不満がでる可能性があり、一か月では回答が困難と思われる。例えば、レジメを送る方式で引用部分に引用マークを付けるようにし、それを集計する方法も考えられる。また、サンプル調査は、教員・職員の負担となり、調査期間の配慮や協力へのインセンティブなどを検討しても良いのではないか。

- ・ 教科書等の利用契約で、35条の利用外としているものは補償金を分配しない仕組みが必要ではないか。
- ・ 文化庁から補償金の額の認可についての答申の中で、分配は、個々の権利者へ分配する方法の詳細を明らかにし、丁寧に説明すべきと書いてある。
- ・ SARTRAS では、分配業務団体に丸投げの仕組みが問題で、団体にデータを集約するには限界があるのではないか。団体に分配した経験を基にシステム化を図ることを目指すべきではないか。
- ・ SARTRAS には、本協会から、授業目的公衆送信補償金の分配に関する課題提起として、ポイントを絞り表現を整序して委員会で確認をしたい。内容は、サンプリングでは全ての権利者には結びつかず、手間の問題から学校の協力も得にくいことから、DX 推進に合わせてブロックチェーンなどシステム化の将来対応を段階的な考えとして打ち出す必要があるのではないか。
- ・ オーバーライド問題（著作権法で一定の場合に著作権者の許諾を得ずして著作物を利用できる旨を定めているが、当事者間で著作物の利用を禁止する契約を結んだ場合、そのような契約は有効なのかという問題）は、個別契約をしている権利者が、大学からの契約使用料と補償金の両方を受け取ることは二重徴収になると考えられることから、SARTRAS の見解を得たい。
- ・ SARTRAS は、分配業務団体と業務委託契約を結んでいる形なので、補償金を払う側に SARTRAS と分配業務団体との関係や委任・契約内容を説明し、契約の透明性を図るべきではないか。

IV. 今後のスケジュール

継続して SARTRAS へ授業目的公衆送信補償金制度の課題提起について検討することとしている。